

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、平成○年○月からは会社○部において、課長代理として販売計画立案等の業務に従事していた。

被災者は、平成○年○月○日午後○時○分頃、自宅近くのマンションから転落し死亡した。死体検案書によれば、直接死因は「多発外傷」、死因の種類は「その他及び不祥の外因」とされている。

請求人は、被災者は過重労働が原因で精神障害を発病し死亡したものであるから、同人の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者が精神障害を発病したものとは判断できず、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人や同人の弟が被災者の様子の変化を確認しており、自殺前における被災者の症状等からすると、被災者が、過重業務によって自死までにうつ病等の精神障害を発病していたことは明らかである旨主張している。

ア 被災者の精神障害の発病の有無についてみると、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会は、平成○年○月○日付け意見書において、「被災者は平成○年○月頃から疲労感、無気力感、食欲低下等の症状が出現し、同年○月頃にはこれらの症状が顕著になった旨妻である請求人は訴えている。しかし、請求人が訴えるほか、会社関係者から被災者の心身の変調は確認されておらず、明らかに精神障害の発病が疑われるような病的変化までは見いだせないものである。」「本件は、精神障害の発病を合理的に推認するに足りる情報が得られていないことから、ICD-10の診断ガイドラインに分類されている精神障害を発病したとは判断できない。また、精神障害の発病そのものが不明につき、自殺原因も言及できない。」旨の意見を述べている。

これに対し、C医師は、上記意見書において、「被災者にはうつ病の発病は認められないものの、適応障害を発病していたものと思われ、その発病時期は平成○年○月下旬頃であると考えられる。」旨の意見を述べている。

本件のような被災者が専門医の診療を受けていない事案については、C医師の上記意見書にもあるように、種々の情報を基に慎重な判断が求められているところ、被災者の自殺に至る経過等を踏まえ、同人が精神障害を発病していたものとの結論を導いている同医師の意見は妥当なものであると判断さ

れることから、当審査会としても、被災者が平成○年○月下旬頃に、ＩＣＤ－１０診断ガイドラインに示された「Ｆ４３．２ 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していたものと判断する。

イ しかしながら、被災者の本件疾病の発病原因について、Ｃ医師は、上記意見書において、「当時の心身の不調には、不倫が相手方の夫に知られたことによる精神的動揺が基盤にあった。それを隠して従来どおりの二重生活をしようとするほど、ストレスは大きくなり、心身の不調は強まるといえる。生活上に発生したストレスの大きい出来事への適応に失敗した適応障害による若干の心身の不調の存在は、被災者の置かれたこのような厳しい状況を考えると否定できない。」旨の意見を述べるとともに、「不倫関係の二重生活のストレスとその破綻の脅威から本件疾病を発病していたと思われる。」、「不倫関係が相手方の夫に知られたことによるストレスから若干の心身の不調を来し、平成○年以降、本件疾病と診断できる状態にあった。」と述べて、医学的見地からみて、被災者の本件疾病は、不倫とそれに続く一連の業務以外の出来事による心理的負荷によって発病したものと明確に判断している。

この点について、Ｄコーディネーターが「不倫は根も葉もない噂ではなかった。被災者が死亡した直後の身上調査で発覚した。被災者も不倫相手の女性も平成○年から平成○年までＥ営業所で勤務していた。」旨述べ、Ｆ室長が、「被災者は不倫をしていたので、それが原因だと思う。被災者の父親Ｇから『不倫相手に殺された可能性がある。』と言われた。不倫相手から○円を請求されていたようである。亡くなる前日も当日も脅されていたようである。」旨述べ、Ｇも「確かにお金を要求されていた。」旨述べている。さらに、警察署への調査結果によると、被災者は死亡当日に慰謝料を請求されているメールを受信し、当日だけでも１０通以上のメールが届いているが、その内容は主として金額交渉であり、脅迫罪に該当するような内容ではなかったことが確認されている。

これらの申述等からすると、本件においては、Ｃ医師が指摘するように、被災者の置かれた状況からみて、不倫関係という二重生活によるストレスやそれが相手方の夫に知られたことによるその破綻の脅威と多額の金銭の要求などから生ずる一連の心理的負荷は、極めて強いものであったと思料されることから、当審査会としても、被災者の本件疾病は、業務以外の出来事によ

る心理的負荷が原因となって発病したものとみるのが相当であると判断する。

(2) なお、請求人らは、監督署長が「平成○年○月及び同年○月は計画立案業務のため繁忙期に当たり、これによる業務量増が認められ、発病前3か月から発病前2か月にかけて、1月当たりの時間外労働時間数が倍以上増加し、最大で約124時間となっているとして、心理的負荷の強度は「強」と判断される。」としていることからすると、被災者が精神障害を発病していたと認められれば、本件は労働災害となる旨主張するほか、業務による心理的負荷となった出来事として、①平成○年○月には、業務によるMBA取得のために業務量が増大し、その後も海外赴任に必要な語学習得のために業務量が増大するとともに、業務内容が変化したこと、②平成○年○月○日から同月○日まで13日間連続勤務に従事したことなどを主張し、本件疾病が業務による心理的負荷が原因で発病したものと強く主張している。

その点確かに、被災者の就労状況については、平成○年○月下旬の本件疾病の発病前1か月間において時間外労働時間が大幅に増加していることが認められるところではあるが、C医師は、上記意見書において、業務による心理的負荷の影響について、「被災者の時間外労働は、平成○年○月から同年○月にかけて多かったのは事実であるが、被災者は、過去数年間同じ職場で年中行事的に季節的多忙を経験してきたところであり、そのような状況に慣れていたはずである。また、仕事に追い込まれて、プレッシャーを感じていた様子はなかったことも業務上とみなし難い要因である。被災者自身エリートコースにのっている自覚はあり、それに向けた研修を受け、平成○年○月か○月か官庁へ出向も予定されていた。そのような動機付けの高い状況での過重労働では一般にストレスは多くないことも勘案すべき点である。」と述べ、業務と本件疾病の発病との因果関係を明確に否定している。

当審査会としては、請求人自身も「長時間労働や過重労働は今に始まったことではなく、ずっと前からです。」と述べているように、被災者は従前から同様に多忙な状況の中、平成○年からはMBA取得のための勉強を始めるなど積極的な活動を行いながらも、特段ストレスを感じているような兆候もみられなかったことなどを踏まえると、C医師の上記意見は妥当なものと判断するところであり、業務による心理的負荷が原因となって本件疾病を発病したと認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、被災者の本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものであるとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。